



F N o . 1 ・ 8 ・ 5

令和2年11月10日

相模原市議会議長 石川将誠様

相模原市長 本村賢太郎様

相模原市人事委員会

委員長 谷口隆良

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して別紙のとおり報告します。

以上



## 別紙

### 職員の給与に関する報告

本委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施し、その調査結果に基づき、本年10月21日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、次のとおり報告する。

#### 1 本市職員の給与について

本年4月現在における職員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、行政職給料表(1)適用職員、消防職給料表適用職員、医療職給料表適用職員、教育職給料表適用職員及び学校事務職給料表適用職員について、「相模原市職員給与等実態調査」を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表(1)適用職員(職員数3,498人、平均年齢39.4歳)の平均給与月額は368,960円となっている。

#### 2 民間従業員の給与について

本年4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与を検討する基礎資料とするため、市内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上で、公務に類似する産業に属する195事業所から人事院が無作為に抽出した82事業所を対象に、人事院及び都道府県市特別区人事委員会と共同して「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職給料表(1)と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教員等32職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き、調査の重要性に対する民間事業所の格段の理解と協力を得て、81.0%と高いものになっており、調査した民間従業員の調査実人員は3,021人(事務・技術関係職種の調査実人員は2,876人)となった。

主な調査結果は、次のとおりである。

#### (1) 平均給与月額等

民間従業員の平均給与月額等について、企業規模別、職種別、学歴別に集計をした。

その金額等の詳細は、参考資料第2表のとおりとなっている。

#### 【参考資料 第2表(4～12頁)】

#### (2) 平均初任給額等

新卒事務員と新卒技術者を合算した平均初任給額は、大学卒で206,547円、短大卒で185,549円、高校卒で174,520円となっている。

また、新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で32.2%、高校卒で25.5%となっており、採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所は、大学卒で37.6%、高校卒で55.5%、初任給を据え置いた事業所は、大学卒で62.4%、高校卒で44.5%となっている。

#### 【参考資料 第3表及び第4表(13頁)】

### 3 月例給に関する本市職員の給与と民間従業員の給与との比較

本年の「相模原市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」

の調査結果に基づき、月例給について、職員の給与と民間従業員の給与との比較(公民比較)を行った。

比較に当たっては、本市の事務・技術職である行政職給料表(1)適用職員と民間従業員のうち事務・技術関係職種の従業員とを比較することとし、比較対象とする月例給の範囲は、職員については4月に支給された給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当(基礎額)を合計した給与額、民間従業員については4月分の毎月きまって支給する給与の支給額から時間外勤務手当等実績に応じて支給される手当及び通勤手当の額を除いた給与額とした。

また、比較方法には、職員の人数を基準としたラスパイレス方式を採用した。ラスパイレス方式は、給与決定上の主要な要素である、役職段階、学歴、年齢別の職員の平均給与額と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与額のそれぞれに職員数を乗じた額を算出し、両者の水準を比較するものである。

この方法によって公民比較を行った結果、次のとおり、職員の給与が民間従業員の給与を97円(0.03%)上回っている。

#### 給 与 の 比 較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
372,167円	372,264円	△97円

※新規学卒者については、別途初任給の調査を行っているため、比較には含まれていない。

なお、月例給の比較方法、公民比較における役職段階の対応関係及び公民比較における比較給与の範囲の詳細については、参考資料の15頁及び16頁のとおりである。

#### 4 人事院給与報告の概要

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告を行った。

【(参考) 人事院給与報告の骨子(5頁)】

#### 5 本年の月例給の改定に関する考え方

前記3のとおり、職員の給与が民間従業員の給与を97円(0.03%)上回っているが、公民較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、職員の月例給の改定を行わないこととする。

## (参考) 人事院給与報告の骨子

### 1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査 (完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差  $\Delta 164$ 円  $\Delta 0.04\%$

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

#### (参考) ボーナスの改定 (令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合 (4.46月) との均衡を図るため引下げ4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

